

寄 附 行 為

(付、設立趣意書)

設 立 趣 意 書

日産自動車株式会社は1933年(昭和8年)に創立され、爾来40年にわたり日本の自動車産業の確立を目指して、日本経済と共に歩み、その間幾多の困難に遭遇したが、よくそれに耐え、我が国の自動車産業が輸出中核産業としての地歩を確立するに至った経過に相当の寄与を果たし得たものと信ずる。

戦後20年有余の間に、日本経済は著しい経済成長を遂げ物質的繁栄を享受するに至ったが、その一因として科学技術の進展を挙げることができる。しかしながらこのような急速な経済成長は一面において、資源・エネルギー・環境・食糧などに関する困難な諸問題を提起して来た。社会資本の不足もさることながら、従来のような効率のみを追求し、外的環境、国民生活への配慮を欠いた科学技術に対する反省が生まれている。技術が本来人間の生存と福祉に欠くべからざる存在であるという認識に立った場合、科学技術の発達を真に人間の幸福に役立つ様に導くべきであり、困難な諸問題の解決に際しては、基礎的な学術の究明を起点としてその応用である技術の社会環境への影響を事前に十分に評価した革新的な総合的学術の開発を促進せねばならない。

日産自動車株式会社は、創業以来、企業経営に関する限り、その社会的責任を果たすことを基本理念として来た。しかし新しい時代における新しい形の企業の社会的責任が問われている今日、さらに広くその責務を果たすべきことを痛感する。

昭和48年12月創業40年の記念日を迎えるにあたり、当社の今日あるは社会の恩沢によるところもまた大なることを自覚し、さらに有意義な事業をもって社会に奉仕するため、財団法人日産科学振興財団を設立することを決意した次第である。

この財団は、我が国の将来にとって総合的な視野に立った学術進展が極めて重要であることに鑑み、その発達にいささかでも寄与して、国民福祉の向上と経済の成長に資することを目的とするものである。当面、自然科学を主とする学術に関する研究の助成、研究者育成の援助を主たる事業とし、当社はまず7億円を拠出して発足の資金とするが、今後相当額の寄附を重ねて事業規模の拡大と財団の基礎強化を計る所存である。

昭和48年12月26日

日産自動車株式会社

財団法人 日産科学振興財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日産科学振興財団という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、自然科学を主とする学術の研究を助成、振興しもって我が国の学術及び文化の向上、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自然科学を主とする学術の振興に必要な研究機関及び研究者に対する資金の援助。
- (2) 自然科学を主とする学術に関する注目すべき業績に対する褒賞。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) この法人を設立するに当たって寄附された財産目録記載の財産。
- (2) 資産から生ずる収入。
- (3) 寄附金品。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) その他の収入。

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産。
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された寄附金品。
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金をする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 借入金をしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員の種別及び員数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

理事 6名以上12名以内(うち、理事長1名及び常務理事1名又は2名)

監事 2名

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任する。

2 理事は、互選により理事長及び常務理事を定める。

- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

- 第17条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。
- 2 理事長は、この法人の業務を統轄し、この法人を代表する。
 - 3 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序に従い、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 4 常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。

(監事の職務)

- 第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次に掲げる職務を行う。
- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告を行うため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

- 第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

- 第20条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決により役員を解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第21条 役員は、有給とすることができる。
- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

- 第22条 この法人には、評議員6名以上12名以内を置く。ただし、評議員現在数は理事現在数の同数以上とする。
- 2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が委嘱する。
 - 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の2分の1を超えてはならない。
 - 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
 - 5 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、同条

中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から3週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数及び議決方法)

第26条 理事会は理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する事項で理事会において必要と認めたもの

2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」と及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」と及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第28条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名、押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

第29条 この法人には、第4条に掲げる援助又は褒賞の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は5名以上15名以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。ただし、この法人の役員が2名を超えて含まれることにはならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事及び評議員現在数各々の4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事及び評議員現在数各々の4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(解散に伴う残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員現在数各々の4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国又は地方公共団体、又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書

(1 0) 貸借対照表

(1 1) 正味財産増減計算書

(1 2) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(施 行 細 則)

第34条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。